

希望する方のみ、期限までに提出してください。

令和7年11月

令和8年度 小学校新1年生の保護者のみなさまへ

就学援助 小学校入学準備金の入学前支給のお知らせ

板橋区教育委員会

板橋区では、お子さまの学校生活で必要な費用の一部を援助する就学援助制度を設けています。令和8年度に小学校に新入学されるお子さまがいらっしゃる御家庭に、小学校入学準備金を御入学前に支給します。詳しくは以下のとおりです。

入学前支給の対象者

申請された方のうち、以下の（1）から（3）すべてに該当する方が支給の対象となります。

- （1）板橋区にお住いの方。（小学校入学前に区外に転出する方は申請できません。）
- （2）お子さまが国公立小学校に入学予定の方。（特別支援学校に入学予定の方は申請できません。）
- （3）令和6年分の所得額が、板橋区教育委員会が定める基準額以下の方（資産を形成するうえで、一時的に所得が低下した場合は除きます）。基準額の目安は、裏面を御覧ください。

※生活保護を受けている方は、生活保護費から同様の費用が支給されます。そのため、入学準備金入学前支給の対象となりません。

援助の内容

本申請に基づいて就学援助の判定を実施します。認定になった場合、小学校入学準備金（54,060円（予定））を入学前に支給します（保護者様の口座に振り込みます）。

その他の就学援助費については、入学後の支給になります。援助内容については、裏面を御覧ください。

申請書入手方法

- ・区ホームページからダウンロード（令和7年11月4日から）
- ・学務課学事係（北館6階窓口14番窓口）（令和7年11月4日から）
- ・就学時健康診断にて配付

申請期間

窓口：令和7年11月4日（火）から令和7年12月26日（金）

郵送：令和7年11月4日（火）から令和7年12月24日（水）※消印有効

申請書の提出方法（対象のお子さま1名につき1部提出）

- ・学務課学事係へ持参
- ・封筒に入れて学務課学事係まで郵送（お手数ですが封筒を御用意の上、切手を貼って投函してください。）

※区立小・中学校、区民事務所等では受付できません。

就学援助の判定など

就学援助の判定は、令和6年分の世帯全員の所得額で行います。2月初旬に判定結果を送付します。支給時期は、2月下旬から3月上旬を予定しています。

就学援助が認定された後、申請時点から世帯状況が変わった場合、申請書の再提出が必要となります。

小学校入学後の就学援助の手続きについて

板橋区就学援助の認定期間は、毎年7月から翌年6月となっており、今回の申請結果は、入学後の令和8年6月まで継続されます。7月以降分の申請手続きについては、入学後、学校の案内に従ってください。

○入学前支給を申請し、認定された方

入学後の令和8年6月末まで認定となります。

○入学前支給を申請し、所得超過により否決となった方

入学後の令和8年6月末まで否決となります。

○入学前支給を申請しなかった方、申請したが書類不備等により認定されなかった方

入学後の4月に（再度）申請していただくことが可能です。その結果、認定となった場合は、入学前支給と同額を7月に支給します。

※区域外通学の方は、学務課学事係までお問い合わせください。

所得基準例（目安）

所得は、年間収入金額とは異なりますので、御注意願います。

家族構成例		所得基準額（目安）
2人	親1人、子（就学前児童）	約263万円
3人	両親、子（就学前児童）	約334万円
4人	両親、子2人（就学前児童、3年生）	約389万円
5人	両親、子3人（就学前児童、5年生、9年生）	約459万円
6人	両親、子4人（就学前児童2人、5年生、7年生）	約487万円

- ・家族構成により金額が異なりますので、目安と考えてください。
- ・所得基準額を超えていると思われる場合でも、就学援助を希望する場合は、申請してください。

※より詳細な所得基準例については、板橋区ホームページに記載しております。

新入学児童に関する就学援助の内容（参考）

入学準備金・学校行事費・学用品費・通学費（特別支援学級在籍者・通級指導学級通級者・日本語学級通級者）・オンライン学習通信費が支給されます。

認定された方には、後日判定結果に併せて「支給予定表」をお渡ししますので、支給時期や金額はそちらを御確認ください。

申請書提出先・問い合わせ

板橋区教育委員会事務局 学務課学事係

〒173-8501 東京都板橋区板橋二丁目 66 番 1 号（板橋区役所 6 階 14 番窓口）

☎ 03-3579-2611 FAX 03-3579-4214